

第24期第31回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年11月22日(火曜日) 13:30~15:10

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第9番	宇野賀津美
第2番	岡田充	第10番	古川一豊
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第16番	伊藤慎吾
第6番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第7番	横井直次	第18番	松木ワカ子
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治
第7番	高橋眞次		

(3) 欠席委員 4人

農業委員	第11番	高橋征三
農業委員	第13番	曾我部英敏
農業委員	第15番	土岐若水
推進委員	第12番	池田辰夫

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	近藤 弘 二	事務局次長	藤 田 美 保
農政係長	中 森 由紀子	主 任	井 上 貴 清
会計年度任用職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係	農用地利用集積計画、農地法第5条申請の審議等について
農政関係	農地台帳調査について



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員16人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。大分、朝晩冷たくなってきたと感じるようになりました。これから、暖かい日と、寒い日が続いて冬の到来になるかと思えます。気温の変化による、体調管理には気を付けていただき併せてコロナの感染が続いております。特に新居浜市、西条市は、いつどこで感染するか分かりませんので十分ご注意をいただきたいと思います。

それでは、ただいまから第31回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第6号まで、農政関係は「農地台帳調査について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において伊藤 慎吾委員と渡邊 勝

俊委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号から第6号までは意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局次長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田2筆、1,538.00平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

83番の(1-1)さんから84番の(1-2)さんまでの2件でございます。内訳といたしましては、新規設定が2件。期間は、10か月間が1件、4年10か月間が3件。利用権の種類は、使用貸借権が1件、賃貸借権が1件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、83番及び84番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」の29番は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、4番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第3号29番の所有権移転につきましても、譲受人が同一ですので、併せて説明させていただきます。

4ページをお開きください。

議案第2号4番は、船木字元船木、畑1筆、3,845平方メートル、続いて8ページをお開きください。議案第3号29番は、国領一丁目、畑1筆、1,714平方メートル、譲受人はいずれも市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は、これまで祖父の農地の耕作を手伝っており、今回、新規就農を目的に申請地を借入、及び取得し、家族で耕作を行う目的で、農地法第3条申請が提出されたもので、作付けは季節野菜及び果樹を予定しております。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書1ページに記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、議案第2号4番は宇野 賀津美委員から、議案第3号29番は田坂 健次委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、宇野委員お願ひします。

宇野委員

はい、11月12日に調査に行き申請人と話をしました。家族全員で耕作をすると大変意欲があります。申請地は、以前、他の方が借りて薬草を作っていた土地なので問題なく直ぐにでも耕作ができます。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

次に田坂委員お願ひします。

田坂委員

では、報告いたします。申請地は既に果樹が植えられており、すぐに目的としているみかんの苗木の植え付けが可能な状態にあります。また、農道、フェンスがあり境界は明確であります。周辺も果樹園が多い地域でありまして地域との調和の問題もなく、本申請については許可しても支障がないと考えます。御審議よろしくお願ひします。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号4番と議案第3号29番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転

について」の29番を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、先ほど御審議いただいた29番を含め合計4件でございます。

29番については既に御審議いただいておりますので、25番から28番までにつきまして説明させていただきます。なお、いずれも譲受人が同一の案件となりますので、一括して説明させていただきます。

6ページ及び7ページを御覧ください。25番から28番までのいずれの案件も、西喜光地町、田3筆、合計1,933平方メートルの内の持分の移転で、譲受人は共有者の一人である市内在住の(3-1)さんです。

譲受人は、これまでも共有名義である当該申請地を耕作しており、今回、他の共有者から持ち分を譲り受ける目的で、それぞれ農地法第3条申請が提出されたものです。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書、2ページに記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、古川一豊委員から報告をいただきます。古川委員をお願いします。

古川委員

失礼します。11月13日、14日に現地調査を行いました。申請地は昭和26年に本人のお父さんが亡くなって、相

続時に相続手続ができてないのが何人かいたわけです。その方も亡くなられてこのように被相続人が多くなってしまいました。今日、それを整理して（３－１）さんに切り替えるということです。被相続人が沢山居て手続きが、大変だったみたいですね。もともとこの土地は（３－１）さんの家族が昭和２６年当時から稲作や畑作を営んでおりました。ですから、地域との調和要件も問題ありません。申請地も家の近くにあり、５００メートル辺りに集結しております、ことから話もついているので許可しても差し支えないかと思えます。御審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、２５番から２８番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第３号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

９ページを御覧ください。

議案第４号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第４号は農地法第５条第１項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は４件です。

１０ページをお開きください。

１８２番、田の上三丁目、田１筆、譲受人は（４－１）さん。内容は自己住宅１０７．９８平方メートル、農地区分は用途地域であるため第３種農地であると判断され、権利区分は使

用貸借権で期間は永年です。

183番、萩生字治良丸、田2筆、譲受人は(4-2)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

184番、中村一丁目、畑2筆、譲受人は(4-3)さん外1名。内容は自己住宅110.38平方メートル、一体利用地として、宅地78.84平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

185番、八幡二丁目、畑1筆、譲受人は(4-4)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、182番から185番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、182番から185番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

12ページをお開きください。

議案第5号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。

13ページを御覧ください。

4番、田の上二丁目、宅地1筆、変更内容は事業の承継で、当初計画者は(5-1)さん、承継者が(5-2)さんです。理由等については議案書に記載のとおりとなります。

当該事案につきましては、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、4番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

14ページをお開きください。

議案第6号「国有農地の買受け適否について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第6号については、国有農地の売払いにかかる農地法第3条の許可の適否確認で、諮問件数は1件です。

15ページを御覧ください。

3番については、農地法施行規則等の一部を改正する省(平成21年農林水産省令第64号)附則第8条第2項の規定に基づき売払われる国有農地について、入札参加申し込みがあり、契約担当官である中国四国農政局長より照会があったものです。

国有農地の売払いについては、農地法第3条第1項の例外事由に該当し、第3条許可は不要となりますが、買受希望者の買受けの適否については、農業委員会の意見を聴くものとされております。

なお、買受けの適否の判断基準といたしましては、下限面積要件を除く農地法第3条の許可基準と同等となっており、当該事案については、議案書及びお手元に配布しております別紙2の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項の5号を除く各号には該当しないため、判断基準のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、3番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり農地法第3条許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「国有農地の買受け適否について」を農地法第3条許可相当として国有財産管理者である中国四国農政局長に意見を送付いたします。

続きまして、16ページをお開きください。
参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これもちまして暫時休憩いたします。
なお、14時05分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「農地台帳調査について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤田事務局次長

農地台帳調査について説明させていただきます。
農地台帳は、農業委員会で整備することが法定化されており、毎年調査を実施しております。先だって送付しましたとおり、本年度から、全国統一システムである農業委員会サポートシステムの調査票で実施することになりました。

まず、資料1両面カラー刷りの「地域計画（人・農地プラン）の策定」をご覧ください。地域の高齢化や農業の担い手が心配される中、新居浜市も、人・農地プランの中で、今後、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか、地域における農業の将来の在り方について協議して公表し

てきました。これを踏まえ、農地が効率的かつ総合的な利用を図るために、市から求めを受けて、農業委員会が農業者ごとに利用する農地を定めた目標地図の素案を作成します。裏面「目標地図の作成」をご覧ください。マーカーでしているところが農業委員・推進委員皆さんの役割なのですが、委員の皆さんの役割は極めて重要です。目標地図の作成のために、今回の調査で、農家さんの現状と出し手受け手の意向等の把握をお願いすることになります。皆さんが調査した土地一筆ごとの意向等の情報を基に、農地を集約化し反映させて、関係機関と連携して目標地図を作成していきます。

調査票の変更に際し、大変ご不便をおかけしますが、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿である「目標地図」の実現に向けて、ご理解ご協力お願いいたします。

なお、昨年（R3年度）の調査対象は、2,429件、うち郵送が52件でした。大島地区、別子山地区と訪問拒否、部屋番号が不明の方などは郵送対応しております。

では、調査について、説明させていただきます。

資料2「令和4年度新居浜市農業委員会農地台帳調査について委員用」をご覧ください。

調査要領の1 対象者について（1）新居浜市に住所を有する人、（2）台帳に10アール以上登載のある人、この条件に該当する人となります。令和5年1月1日現在の状況で調査を実施します。

2 調査票は、「R4年度農業経営及び農地利用状況に関する調査票」、資料3が調査票記入例です。調査票は令和4年12月1日現在の状況を打ち出し、仕分けをして、12月中旬に、事務局から委員さんのご自宅へお届けする予定です。

調査していただく調査区は、資料4の「調査区域一覧表」です。種川地区について角野地区にしてほしいという御意見もあります。それぞれの境については委員さん同士で話

し合っていていただいて変更がありましたら事務局までお知らせください。

次に、3 提出期限等については、3月の総会、令和5年3月6日月曜日とさせていただきます。昨年よりも1か月期間を延ばします。

調査の方法としては、調査票をお渡しいただき、聞き取りや記入いただいた後回収いただくことです。昨年の調査結果が打ち出されておりますので、変更のある部分を訂正していただくことが調査の基本となります。資料3 調査票記入例については、調査中に質問等があった場合にお使いいただくものです。

次に、資料5「令和4年度農地台帳調査について（お願い）」を御覧ください。これは、郵送の方に同封する書き方の説明です。資料3の調査票記入例と合わせてご覧ください。

まず、表面の、経営主の内容に変更がある場合は訂正し、電話番号を記入してください。

1. 現在の世帯の状況をおたずねします。

打ち出される世帯員は昨年度までは農家世帯員だけでしたが、今回の調査票は住民基本台帳と連携しており、農家世帯員と住基上の同世帯員がすべて打ち出され、農業に従事しない子どもさんの名前もあります。打ち出された方に変更（転出や経営主変更）がある場合は訂正してください。

農業従事日数は、令和4年中に従事したおよその日数を記入してください。空欄の場合や一定の従事日数がないと、農地の借り受けや購入ができなくなる場合があります。

職業の欄には、兼業農家の方は職業を記入してください。後継者が決まっている場合は、該当する方に○を付けてください。

世帯員を取り消す場合は、取り消す人の欄に線を引き、下の余白に取消理由を記入してください。追加者がいる場合は、手書きで世帯員の欄に追加する人の名前等を記入し

ます。また追加者が別の農地台帳に記載されている場合は、同一台帳になりませんのでご了承くださいたいと思います。

「2. 現在の所有地及び耕作地の状況」打ち出されている台帳登載面積（耕作面積）に変更がある場合は訂正してください。

「3. 経営形態」販売収入がある場合は、選択一覧から3つまで選んで○を付けてください。

「4. 現在の経営状況及び経営実態についておたずねします。」

現在の農業経営をどのように行っているか、それぞれ該当するものに○を付けてください。

・現在の農業後継者については、後継者の有無を聞いています。有なら、1. 現在の世帯状況にも○を付けて下さい。

「5. 経営項目及び経営面積等」販売収入がある場合は、作目ごとの面積を記入してください。具体的な面積等が判らない場合はおよその面積を記入してください。（作目は水稻、野菜等）

「6. 農機具所有状況」お持ちの主な農機具の台数を記入・訂正してください。

「7. 主要農業用施設」主要な農業用施設の施設名と面積を記入・訂正してください。具体的な面積等が判らない場合はおよその面積を記入してください。約何坪等でも結構です。

「8. 現在の申告納税方式」は、該当する方だけあてはまるものに○を付けてください。

「9. 参加している組織」は、記入していただく必要はありません。

「10. これからの経営意向についておたずねします。」は、今後、農業経営をどのように行いたい、該当するものに○を付けてください。農地を借りたい、買いたい希望

がある方に概要をお聞きするものです。今後の就業意向は、専業、兼業（農業を主に・兼業を主に）、やめたいから

今後の経営規模（土地）意向は、拡大・縮小、現状維持、やめたいから、

経営意向については、経営規模で拡大したいなら、買いたい・借りたい、縮小したいなら、売りたい・貸したいから選んでください。

どのくらいの面積、米・そさい等も選択してください。

前項の経営規模（土地）意向で拡大・縮小の方は、その方法について自分で対応、行政に相談、今後検討から選択してください。人・農地プランの区域外での規模拡大等の意向については、記入していただく必要はありません。

（裏面）を御覧ください。

「11. 農地一覧について」所有している農地を打ち出しています。

所有については、令和4年1月1日の固定資産税課のデータが基本ですので、今年中の相続などで相違がある場合もあります。変更がある場合には面積の修正をお願いします。また、令和4年中に所有権移転や転用等で、面積に増減があったもので、事務局において把握しているものについては、面積は更新しております。

太枠で囲んでいる部分について、「現在の利用状況」「今後、農地として活用意向」は該当するものに○を付けてください。

あっせん希望の方は○を付けてください。あっせん希望のあるもののみ、新居浜市の農業委員会のホームページで公開しております。「貸したい」に○があっても「あっせん希望」に○がない農地については、紹介できませんので、公表の同意も併せて確認をお願いします。

表面右上に自署をお願いします。裏面の「今後の農地として活用意向」の回答内容が窓口やインターネットにより公表されることに同意するもので、住所氏名等の個人情報

は公開されません。

なお、昨年の調査で、事務局から郵送で調査を行った方については、本年度も郵送で対応したいと思います。他に郵送にしたほうが良い方などありましたら、ご連絡ください。

資料2「農地台帳調査について委員用」

5、「調査の注意点」をご覧ください。この農地台帳は法定台帳であり、農地の所在や所有者・耕作者に関する内容のほか、農家世帯状況など農地と農家に関わる情報が記録されており、農地法に基づいて適切に管理するだけでなく、地域における農業の将来の在り方を明確にして農地利用の計画、実行（人農地プラン）するうえでも大切なものであり皆さんの役割を伝えながら、調査してください。

特に個人情報に関することですので、慎重にお取扱いくださいますようお願いいたします。

この調査を拒否されても農地台帳から抹消されることはありませんが、今後、農地ナビや中間管理機構の関係もありますことから、できるだけご協力いただけるようお願いいたします。また申請人に記載内容を十分に確認いただいた上で、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

委員の皆様には年末年始のお忙しい時期とは思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして農地台帳調査についての説明を終らせていただきます。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

どうぞ、伊藤（慎）委員。

伊藤（慎）委員

調査項目の4、現在の経営状況及び経営実態についてですが、回答が3項目しかないのですが、前回の調査で農業専業である、農業が主である、農業が従である以外に農業をしていないという方がいるんです。その回答欄がありま

せん。また、それと同様に調査項目の10も農業をやめたい、ではなく、現在農業をしていない人、すなわち農地はあるが耕作していない人が多くいるのにこの項目がない、できれば付けてもらったなら分かりやすいというのを毎年言っていますが、この様式は全国統一なのですか。

藤田事務次長

そうです。全国統一の用紙です。1番の現在の世帯の状況をおたずねします、のところの農業の従事日数を書く欄に0日と書いていただければ農業をしていないという認識にいたします。

伊藤（慎）委員

それで、農業が従であるということになるのでしょうか。

藤田事務次長

従事日数が0日ということですので、その欄は書かなくていいことにします。

藤田会長

今、伊藤（慎）委員さんが言われる、土地持ち非農家の方が非常に増えてきており、農業をしていないことがわかるようにするには従事日数を0日と書くことで統一したいと思います。村上委員。

村上委員

売却したい旨は書いていいのでしょうか。

藤田事務次長

結構です。

藤田会長

一筆の調査の中で売却したいという項目もありますので、そこにマルをしていただけたらと思います。今回から、一筆ずつにはなりますので、以前から土地の特定ができないという事実が多くなると思われれます。所有者もこの筆はどこにあるのかと言われることもありますが、事務局や地元土地改良区で地図により確認する等、繁雑になると思います。大変ですが調査をお願いしたいと思います。高橋（秀）委員。

高橋（秀）委員

右上の署名欄に署名をしていただくようになっていますが、インターネット上に公表することに同意しますという意味で署名するのであって同意しない方は当然署名はいただけないと理解してよろしいでしょうか。

藤田事務次長

そうです。

高橋（秀）委員

あと、裏の面の所有地について、例えば5筆あって5筆

とも自分で耕作するためインターネットに公表する必要がない方には署名していただく必要はないですね。貸付希望がありインターネットに田畑の所在地を公表してもいいという方だけ署名をもらえばいいと理解してよろしいですか。また、10の経営意向について質問が何項目かありますが、この2で例えば2の現状維持や4の農業を辞めたいにマルが入った方は拡大/縮小のところは書く必要はないですね。

藤田事務次長

書く必要はありません。

藤田会長

伊藤（繁）委員。

伊藤（繁）委員

基本的なことを教えてください。経営主の固定資産が裏面に出てくるんですよね。

藤田事務次長

一度確認させて下さい。

伊藤（繁）委員

経営主の世帯が下に出てくるかと思いますが、世帯分離の場合はどうなるのですか。

藤田事務次長

同じ住所の方は全員出てきます。

伊藤（繁）委員

従事者が違う住所の方はどうなりますか。例えば私の娘が他の住所であればここに出てこないですか。

藤田事務次長

農家世帯で登録されていれば出てきます。

伊藤（繁）委員

書いて無い場合、例えば調査した際に子供や娘婿が耕作している場合がありますが、そのような場合はどうしたらいいですか。

藤田事務次長

前回までと同様に付け加えていただければと思います。

伊藤（繁）委員

そのような場合は調査票に出てこないのですね。誰が従事しているのかということ聞き取りし書いてもらわないといけないのですね。

伊藤（繁）委員

また、別住所の方は住所を書いた方がいいのではないですか。

藤田事務次長

農業を一緒にされているご家族がわかった場合は名前を付け加えて空いてるスペースに住所を書いて下さい。

藤田会長

この調査は、全国的に統一様式で打ち出されますので特

に人・農地プランの作成のため基準になるかと思いません。藤田（健）委員。

藤田（健）委員

2の現在の所有権及び耕作地の状況が裏面の農地一覧と合っているかどうか、次に3の右上のサインは高齢者が多くて介護施設に入所していたり、体調が悪く代理の人が出てくる場合のサインは前回は代理の方に署名していただいていたのですが今回公表されるとなった際、代理の方にサインはできないと言われた場合どうするのですか。

藤田事務次長

そのため今回は調査期間を長めに取っております。

藤田（健）委員

調査期間を長く取っても苦勞するかと思います。まして介護施設の方に預けていいんですか。

藤田事務次長

代筆で書いていただける家族がいらっしゃったら代筆で書いていただき、横に代筆者の続柄と名前を書いてもらう形でお願いしたいと思います。また、施設などに入所されている方については委員さんの判断で事務局に返していただいて結構です。

藤田（健）委員

そのような場合はその旨書いて戻すということでもいいですね。

藤田事務次長

貸したい農地などのインターネットにより公表されることに同意されるための署名ですので貸したい希望がない方は署名しなくても大丈夫です。

藤田会長

田坂委員。

田坂委員

先程から個人情報に関する意見が出てますが、クリアするには郵送がいいのではないのかと思います。この書類を預かり家庭訪問により質問して、そこで記入してもらえるものではないですよ。それからすると、今回の調査から内容的に大幅に変わっており、大きな節目となっており、正確な情報を収集する必要があるかと思いません。その、大きな節目ですので郵送して、返信用封筒を一緒に同封するくらいの費用をかけてもいいと思います。それで、返信してもらい回収できない分を委員が足

を運んで回収する方法がベストだと思うのです。今までの調査の情報はあまり正確ではなかったと思います。

藤田事務次長

今回、調査の様式は変わるので、今までと内容は同じです。裏の一筆ごとの意向が一番お願いしたいところで、この用紙で意向を把握してもらうのが今回の調査です。郵送というのは、回答は難しいと思うのですが。

田坂委員

ただ、委員も所有している土地がどこかというのも分からないです。個人情報で教えてもらっておらず委員は情報をもってないです。だから、土地を借りたいと言われても実際は土地の所有者は分からないのが現状です。それと、赤字で説明が書いてある記入例は同封されるのですか。

藤田事務次長

これは説明用で、調査票はこの黒字で印刷したのになります。

田坂委員

それでは、記入方法が分からないと思います。この文面では特にお年寄りには分からないです。事例を書いておく必要があると思います。記入例がなければ書き方が分からないと思います。

片上委員

一番問題なのは裏面に個人の財産が全て出ているんですよね。そこが問題かと思います。

片上委員

あと委員が回収してくるんですよね。全員の財産全てが分かるということですよ。それを第三者が見て分からなくてもいいんですよ。

田坂委員

今の郵送の新しい発想なんですよね。今までと違うやり方。皆に意見を聞いてみてくださいか。これをきちっとやろうと思ったらなかなかできないですよ。できるだけ正確に、今回新たに調査するわけですから正確な情報、それをちゃんとしたデータに蓄積するにはそういう方法を、今までと違う方法を取った方がいいと思いますけどね。

藤田会長

はい、小野（春）委員。

小野（春）委員

今回、変わったような内容を調査して、多い人は10

0件以上とか、年末の忙しいときに大変なことで、回答が得られないケースもありますから、相当時間が掛かると思います。

藤田会長

とにかく今回、全国同じ間隔で国が出しています。人・農地プランとか農地のいろんなことを効率よく使っていこうという国の基準の中でそのために農地利用最適化推進委員の制度を作り、意向でデーターを集め、それによっていろいろ市町の組織で人・農地プランを行い、農地の効率的かつ総合的な利用を図るための基データーになりますので、財産とかあるのですが、そういった中で全て調査していても一筆一筆厳密にはできない、できるところだけでもいいですから調査をしていただきたい。提出日も3月6日となっておりますが、遅れても致し方ございませんので、時間をかけてでもやっていただけたらと思います。何回にもなりますけど行って説明したり、渡してもこれと同じ雛型の例を付けてもなかなか理解してもらいにくいだろうと、そこを皆さんがフォローしてあげなければいけない。とにかく初めてのことでいろいろなことがあると思いますが、できるところをやっていただけたらと思います。

藤田事務次長

調査は、調査表をお渡しいただいて聞き取りや記入をしていただいた後に回収していただきます。その場で書いていただいたら一番いいのですが、日にちを改めて回収していただけたらと思います。

藤田会長

はい、田坂委員。

田坂委員

今までは、預けたらいけないことになっているんですよ。それは、変えたらいけないですよ。先輩からもそういう指導を受けているんですよ。

藤田会長

はい、竹林委員。

竹林委員

今までの説明では渡して回収して変更のあるところを修正することは分かるのですが、渡す時に説明する記入例の用紙がほしいのですが、それと一緒にお渡しして

3日後に集めに来ますというようなやり方をしてもらわないと、私のところは120件前後ありますので是非そういう形をとってほしいと思います。

藤田事務次長

記入例は調査分お渡しするようにいたします。不在票もお渡ししますので留守の方には不在票をお渡しいただいたらと思います

藤田会長

はい、高橋（秀）委員。

高橋（秀）委員

希望を言わせてもらいます。裏の台帳が全部出ていて一筆ごと意向の○を入れてもらわなくてはいけないことが問題になっていると思います。今、自分で想像するに行って直ぐに自分の農地と一筆一筆の住所が一致する人はいないですね。結局委員がその情報を持ってないと相談にのることもできないので、農地パトロールをするときに前もってその地番が載っている地図があったと思うのですが各委員にそれを分かりやすい方法で渡してもらおうとか、去年各委員さんにタブレットを渡していたと思うのですが、あれで農地ナビで見たら分かりやすいですね。今年はまだ間に合わないと思うのですが検討してほしいです。今、自分のスマホで農地ナビを見てみたのですが、画面が小さくて分かりにくいですね。タブレットがあったら分かりやすいので検討をしてみてくださいませんか。

藤田会長

タブレットは全国農業会議から試験的に借りていたものです。土地の利用権の設定をしていたら調査票に出てきます。

近藤事務局長

調査表の裏、上から3段目のような形で出てきます。所有者の方の農地が一覧で出てきて、借り受けた人についてはこの上から3段目に書いているように、借りている人の名前と、設定期間が出てきます。

藤田会長

一筆ごと、土地の所有が分かります。守秘義務ですから気を付けていただいたらと思います。とにかく、何筆もあってどうしてもわからない場合は、分かるところだ

け印をつけて後は不明というのを出してくれたらこちらの方も調べたりいたします。それを調査して下さいというより更に時間がかかりますので、とにかく初めてですからできるところからやって、またそれを、次年度新しくなって従事していただければありがたいということです。

近藤事務局長

今年初めての様式で事務局の方も思考錯誤しながら今日ご説明したのですが、ただ、事務局としては農業委員さんに今日ご説明して対面でその所有者の方に聞き取りをしていただきながらこの赤いところを聞いていただいてその場で回収していただくということを想定して今日ご説明したのですが、皆さん意見がおありのようにお渡しして何日か後に回収したいと言われる方もおられるのでそれについては皆様のやりやすいようにその場で対面でお話を聞きながら〇していただいてその場で回収していただくやり方と、預けて1週間後とか10日後に回収したいと言われる方がおられましたら、また事務局の方に言っていただいたら記入例を調査表と一緒にお渡ししますので、その調査票と記入例を農家の方にお渡しいただいて何日か後に回収していただくと、というような形でとらさせていただきたいと思っています。

藤田会長

それと、農地でも田畑なら分かりますけど、山の畑とか家の人でも分からないということがいっぱいあると思います。全部地番で出てきますので分からない、面積も分からない、そういうときは不明と書いていただいてそうしないと全部チェックするということ大変ですから、とにかくできるところをやっていただきたいと思っています。お願いいたします。

藤田事務次長

記入例もより分かりやすいものにします。

田坂委員

渡して大丈夫ですね。今までは、渡してはいけないという指導を受けていたのですが、それだったらできる

んです。

藤田会長

はい、加藤委員。

加藤委員

農地一覧には山林で果樹を作っているところとかは載ってないんですか。

近藤事務局長

裏側の現況のところは登記簿が山林であっても現況が田畑であったらこの表には出てきます。

藤田会長

調査に関してもいろいろありますけど、事務局から12月の中頃には調査票をお渡しするというので、前段でいろんなことの準備を下さりますので、それでするしくお願いいたします。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ありがとうございました。

次に、令和5年総会予定について、事務局から説明をお願いします。

中森農政係長

令和5年総会日程について説明いたします。

令和5年総会日程表(案)をご覧ください。

令和5年1年間の総会の開催日、開催場所の予定でございます。毎月の総会が5日で、5日が休日の場合は、後ろにずれております。また、場所については、市庁舎5階大会議室を予定しておりますが、選挙等の関係で変更になる場合もございます。12月は転用の許可日の関係で、12月5日ではなく11月22日に開催予定となっております。また、3月は、年度末ということで、5日以外に3月20日も予定しております。3月20日と11月22日の総会は、例年ですと総会の後、懇親会を開催しておりますが、コロナ禍にありますので、その時の状態により判断したいと思います。

場所の変更等ある場合には、総会の案内文の中でお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問

等はございませんか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ありがとうございました。

新しい農地基本台帳ということで繁雑になって時間もかかると思います。分かるところから行っていただいて不明な点はまた上げていただいたら事務局の方で調べたりしていきながら取り組んで行きたいと思います。

以上をもちまして、第31回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員